

## 住宅改修にかかる申請・支給の流れ

### 相談・検討 ・書類準備      利用者・施工業者・・・介護支援専門員

(1) 利用者は住宅改修について介護支援専門員等に相談

工事内容を決めます。施工業者を選びます。（複数の事業者から同じ内容で見積書を取り比較検討することをお勧めします）施工業者から工事費の見積書（工事の材料費、施工費、諸経費等が明記されていること）、図面をもらってください。

工事实施前の写真を準備（日付入り：カメラ設定が無理な時は日付を書いた紙を写し込んでください）



### 事前申請      利用者（介護支援専門員）→保険者（佐用町）

(2) 利用者は、次の書類を保険者（佐用町）へ提出してください。

提出書類 ①支給申請書

②住宅の所有者の承諾書（住宅所有者が利用者でない場合）

③住宅改修が必要な理由書（介護支援専門員等が作成）

④工事費見積書（施工業者印必要）

⑤図面（改修箇所を明記）

※必ず工事にかかる前に申請してください。

⑥工事实施前の写真（日付入り）

工事施工後の申請は受け付けません。



### 事前申請の審査      保険者→利用者

(3) 保険者は、提出書類等により保険給付として適正な改修かどうかを確認し、適正な工事と認めた場合、改修をすすめるよう連絡します。      ※ 支給決定ではありません



### 工事の実施・完成・工事費の支払い      利用者・施工業者

(4) 工事の施工      （工事の着工は必ず保険者からの連絡後にお願いします。）

完 成      工事完成後、施工業者に全額を支払ってください。

完成後の写真を準備（日付入りで、事前写真と比較できるように写してください）



### 完成書類の提出      利用者→保険者

(5) 利用者は、工事終了後、次の書類を保険者（佐用町）へ提出してください。

※これで正式な支給申請となります

提出書類 ①住宅改修に要した費用に係る領収書（原本）

②工事費内訳書（請求書）

③完成後の写真（箇所ごとの写真）      ※着工日と完成日を確認します



### 審査・支給      保険者→利用者

(6) 保険者（佐用町）は、申請どおり工事が行われたかを確認し、住宅改修費の支給を必要と認めた場合、利用者に住宅改修費（9割）を支給します。

（※現地確認をする場合があります）

※ 住宅改修費の支給は、完成書類を受理した翌々月の下旬の支払日になります